

北町奉行所「敵討帳」の一写本

—天和期以降—

神保文夫

一序

二「諸国敵討届書」本文

—天和期以降—

江戸時代の敵討・妻敵討に関する研究は数多いが、幕府の公的な記録で現在残るものは少ない。ここに紹介する「諸国敵討届書」（文化五年（一八〇八）写、名古屋大学大学院法学院研究科蔵）は、奥書によれば北町奉行所に備付けられていた「敵討帳」の写本であり、寛文十年（一六七〇）より寛政六年（一七九四）に至る一二五年間の敵討届一九四件（妻敵討二九件を含む）が収録されている。本稿は、そのうち寛文・延宝期の分（一号から八五号まで）を発表した別稿⁽²⁾に続き、天和期以降の分（八六号から一九四号まで）を翻刻紹介するものである。紙幅の関係で一

件ごとに解説を加えることはできないが、敵討・妻敵討の法制や実態の一端を窺うべき記事がやはり少くない。目についたものを二三あげてみよう。

九三号と一四五号は妻のための敵討である。殺された妻の敵を夫が討つことは「勿論これは違法な敵討であ」⁽³⁾るとされ、これまで実例の知られるものはほとんど皆無に近く⁽⁴⁾、また妻（女）敵討——密通した妻と相手の男を殺害する——を「妻のために敵討をしたことと混同してはなりません」⁽⁵⁾というのが一般的な理解であろう⁽⁶⁾。しかるに一四五号（正徳三年へ一七一三）は妻敵討ではなく、殺害された妻のための敵討であることが明らかであり、「妻之敵」として帳付が認められていることから、少なくともこの時期には妻のための敵討が合法的なものであったことが確認できよう。

他方九三号（貞享元年へ一六八四）は、密通を申掛けられた妻が承知せず、相手の男に切付けられて死亡したという事例であるから、やはり妻のための敵討と解することができるが、これを「女ノ敵」と称しており、女敵すなわち妻敵として扱っているようにも見受けられる。妻に密通の意思がなくとも男が申掛けただけで密通未遂が成立し得たことは、例えば「御仕置裁許帳」三に「人之女房に密通申懸る者之類」の事例二件（延宝九年へ一六八一）、元禄四年へ一六九一⁽⁷⁾）が見えており、また「公事方御定書」下巻において「女同心無之に、密通を申掛け」た男を夫が殺しても「無構」とされていることなどからも推測することができる。これに対し、一五四号（享保七年へ一七二二）⁽⁸⁾は典型的な妻敵討——妻に密通の意思がある場合——であると思われるが、一四五号の妻のための敵討と同様に、これを「妻之敵」と称している。すなわち、妻の生命も貞操も、それを奪った者はいずれも妻の敵なのであり、それゆえに妻敵討は通常の敵討と区別されることなく同じ敵討帳に混在して記載されているのである⁽⁹⁾。貞操は、妻の義務であるだけでなく、夫がこれを支配・管理・防衛すべきものであった。「公事方御定書」の規定

では、同じ「女得心無之に、押而不義」——女の同意がない強姦——であっても、被害者の女性が有夫であれば犯人は死罪、そうでなければ重追放とされている。¹²⁾ 現行刑法一七七条では、被害者の配偶者の有無によって法定刑に差を設けるようなことはしておらず、強姦罪の保護法益は個人の性的自由であると一般に理解されているが、江戸幕府法にあっては、有夫の女性に対する強姦は単なる女性の性的自由の侵害ではなく、いわば「夫の妻に対する身分的支配権」¹³⁾ の侵害という性格を有するものであったといえよう。¹⁴⁾

また、一六〇号（享保十五年〈一七三〇〉）は、母に対し雑言をなした召仕を手討にし損なったため、これを尋出して討捨にする旨主人が届出たものである。詳細な内容は不明であるが、無礼討¹⁵⁾ないし主人の下人手討に關するものであると考えられ、このような事案が幕府奉行所に帳付された例をほかに知らない。

これらのはかにも興味深い事例、新知見を求め得る記事等が少くないが、内容の詳細な検討は他日を期すこととし、まずは史料を提示するに止めることとする。

註

- (1) 平成六年（一九九四）頃までの敵討・妻敵討に関する主な文献については、神保文夫「敵討・妻敵討小考（一）」（『名古屋大学法政論集』一九五号、一九九五年）四六五—四七〇頁註（1）参照。そこにあげることができなかつた文献も少なからずあり、その後発表された研究は更に多い。江戸時代の敵討・妻敵討に論及した近年の文献のうち主なものをあげるならば、以下の如くである。山中至「細川藩の密通仕置」（松本寿三郎編著『熊本市民大学セミナー』入門江戸時代の熊本』所収、三章文庫、一九九四年）、妻鹿淳子「犯科帳のなかの女たち——岡山藩の記録から——」（平凡社選書）（平凡社、一九九五年）、岸本覚「近世『敵討』と吉田松陰」（衣笠安喜編『近世思想史研究の現在』所収、思文閣出版、一九九五年）、氏家幹人「恋の制裁——

- 妻敵討をめぐって——」（山本博文編『新しい近世史1国家と秩序』所収、新人物往来社、一九九五年）、同『武士道とエロス』〔講談社現代新書〕（講談社、一九九五年）、同『不義密通 禁じられた恋の江戸』〔講談社選書メチエ〕（講談社、一九九六年）、同『かたき討ち「中公新書」』（中央公論社、二〇〇七年）、「江戸の撻、仇討ちの眞実」（NHK取材班編『堂々日本史』第18巻、KTC中央出版、一九九八年）、重松一義「江戸の仇討考」（中央学院大学人間・自然論叢』一〇号、一九九九年）、水林彪「敵討 復讐はいかに制度化されたか」（『日本歴史大事典』1、小学館、二〇〇〇年）、牧田勲「近世女性と敵討——『奥州白石女敵討』を中心に——」（宮良高弘・森謙二編『歴史と民族における結婚と家族』所収、第一書房、一〇〇〇年）、同『奥州白石女敵討』との社会的変容——庶民の中の敵討——』（『比較家族史研究』一八号、一〇〇三年）、笠谷和比古『武士道その名誉の撻』（江戸東京ライブラリー）（教育出版、二〇〇一年）、山本博文「江戸時代の法と社会3敵討ちをめぐる法則」（『江戸時代の国家・法・社会』所収、校倉書房、二〇〇四年）、谷口真子『近世社会と法規範——名誉・身分・実力行使——』（吉川弘文館、二〇〇五年）、同『武士道考——喧嘩・敵討・無礼討ち』（角川叢書）（角川書店、二〇〇七年）など。なお、敵討に密接に関連する喧嘩両成敗法についての議論も近年きわめて活発であるが、それらの文献については、清水克行『喧嘩両成敗の誕生』〔講談社選書メチエ〕（講談社、二〇〇六年）、河野恵一「喧嘩両成敗法成立の法史上の意義に関する一試論——戦国大名武田氏の喧嘩処理を手がかりとして——」（『九大法学』九二号、二〇〇六年）等を参照。
- (2) 神保文夫「北町奉行所『敵討帳』の一写本——寛文・延宝期——」（『名古屋大学法政論集』二三三号〈河野正憲教授退職記念号〉、二〇〇八年）。
- (3) 平出鏗二郎『敵討「中公文庫」』（中央公論社、一九九〇年〈初刊文昌閣、一九〇九年〉五七頁）。
- (4) 同前、五七一五八頁に「窓のすさみ」（松崎堯臣撰、享保九年〈一七二四〉序）に見える事例が紹介されている。この一件は、恥辱をうけた妻が「此者どもを切殺して給はり候へ」と書き残して自害し、夫が敵十八人の大半を死傷させたもので、「領主にて吟味あり、妻の敵討に立ちて、夫は罪なかりけるとぞ」というものである（有朋堂文庫〈有朋堂、一九一五年〉二

○九一二一頁。

(5) 同前、五八頁。

(6) 石井良助「古法制雑考（一一）〔一五敵討、妻敵討〕」『國家学会雑誌』五五卷七号、一九四一年、七三頁、同『第一江戸時代漫筆 江戸の町奉行』（明石書店、一九八九年改題復刊、初刊『江戸時代漫筆』井上書房、一九五九年）一〇三頁などやはり両者を「区別すべきもの」としているが、高柳真三「密通罪とその特異性」（『江戸時代の罪と刑罰抄説』所収、有斐閣、一九八八年）二六〇—二六一頁は、本夫の報復権について「これを厳密にいえば、妻に対する私的刑罰権と密夫に対する私的報復権との結合したものである」と説明した上で、「密夫に対する夫の報復権は、一般に目下の者が目上の者のためにのみ許容された復讐と、むろん価値評価を異にしたであろうが、なおその淵源するところに一脈相通じた思想が流れていたと、考えることもできるようである」と述べている。

(7) 石井良助編『近世法制史料叢書』第一（創文社、一九五九年復刊訂正、初刊一九三八年）一〇三—一〇四頁。

(8) 「公事方御定書」下巻四十八密通御仕置之事（法制史学会編・石井良助校訂『徳川禁令考』別巻、創文社、一九六一年）所収「棠蔭秘鑑」亨、九〇頁。この条文は寛保三年（一七四三）の追加規定である。

(9) 高柳真三「江戸幕府刑法略説」（前掲『江戸時代の罪と刑罰抄説』所収）三九八頁参照。

(10) 「官中秘策」巻二十七（史籍研究会編『内閣文庫所蔵史籍叢刊』6、汲古書院、一九八一年）九六八頁）に、「一妻之不作法二付、男女共ニ切殺といへとも、妻之不作法ニ於てハ、妻之敵討トハ難申ニ付、追放古例」とある（高柳前掲「密通罪とその特異性」二六二頁註（5）所引史料もほぼ同文）。これによると、「妻之敵討」は古くは妻に「不作法」——密通の意思ないし帰責事由の意か——がない場合にのみ認められたのであり、九三号はそれに該当するものといえよう。しかるに一五四号は妻にも密通の意思があるように思われるが、やはり「妻之敵」と称しており、既に上記「官中秘策」にいう「古例」の時期のものでなくなっていることが窺われる。また、石井前掲『第一江戸時代漫筆 江戸の町奉行』一〇三頁に「幕府では、妻が姦

夫と駆落したような場合には、その姦夫は密夫であって、妻敵ではなく、姦夫が妻を殺害したときだけ、姦夫を妻敵というのだと述べている場合があります」と指摘されているが、九三号はこれにあたるようにも見え、なお検討を要しよう。石井博士の右の記述は、「諸例撰要」八（東京都江戸東京博物館所蔵・石井コレクション）（マイクロフィルム版）、請求記号 FIS1/56(11)に見える左の史料などに基づいているものかと思われる。

「十六 寛保元酉年御留役江問合

一人之妻を蜜夫召連立退候を夫尋出候を、妻敵を尋候と表立可申哉、

御付札

此ヶ条、可為蜜夫事、

一人之妻を蜜夫召連立退候を尋出、蜜夫妻共に夫討候を、妻敵討と可申候哉、

御付札

此ヶ条、可為蜜夫事、

一妻を切殺蜜夫立退候を尋出、討候を、妻敵と可申哉、

御付札

是ハ、可為妻敵事、

この史料は、同内容のものが「公事取捌記」（国立公文書館・内閣文庫所蔵）にも見え（但し配列順が異なり、第三条が冒頭にある）、末尾に「右之通大原彦四郎様御附札也／酉三月六日 承合候事」とある。

(11) なお、妻敵討の帳付は、「少なくとも正徳期にはすでに認められていたと考えられ」（谷口前掲『近世社会と法規範』一五六頁）ているが、「諸国敵討届書」所載の事例によれば更に古く、寛文・延宝期にまで遡ることが確認できる（前掲拙稿「北町奉行所『敵討帳』の一写本——寛文・延宝期——」参照）。

(12) 「公事方御定書」下巻四十八密通御仕置之事（『徳川禁令考』別巻所収「棠蔭秘鑑」亨、九〇一九一頁）に、次のようにある。

〔追加

寛保三年極

一夫有之女得心無之に、押而不儀いたし候もの

死罪

〔但書略〕

〔追加

同〔寛保三年極〕

一女得心無之に、押而不義いたし候もの

重追放

(13)

大塚仁『刑法講義（各論）（第三版増補版）』（有斐閣、二〇〇五年）九七頁、山口厚『刑法各論』（有斐閣、二〇〇三年）一〇二頁等参照。もつとも前田雅英『刑法各論講義（第4版）』（東京大学出版会、二〇〇七年）一一七頁は、「単に性的自己決定（権）が害されるということではなく、より重大な侵害を伴う犯罪と考えるべきである」として、「性的自由に対する罪といふ表現」は「必ずしも適切でない」と述べている。なお、強姦罪の性質に関するローマ法以来の沿革につき、内田文昭『刑法各論（第三版）』（青林書院、一九九六年）一五四—一五六頁注（1）参照。

(14)

高柳前掲「密通罪とその特異性」二六一頁。

(15)

山中至「幕藩体制における密通仕置の研究（一）——夫の私的制裁権と公刑罰権——」（『九大法学』四〇号、一九八〇年）一五八頁は、「妻は『夫ニ順ひ候身分』であり、妻の貞操権は夫の有するものであった」として、「妻は強姦された場合でも、夫に対しその貞操侵害事件を報告する義務があったことなどを指摘している。律令から江戸幕府法に至る強姦罪の沿革について、伊藤孝夫「日本史のなかのレイプと法」（『書斎の窓』四四七号、一九九五年）参照。なお現行法上も、妻が強姦され、

又はその未遂の場合に、夫権の侵害として夫の慰謝料請求を認めた判例がある（大野文雄・矢野正則『性の裁判記録』〈酒井書店、一九六二年〉一四〇—一四七頁参照）。

(16) 無礼討については、平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』（創文社、一九六〇年）五六九—五七四頁、谷口前掲『近世社会と法規範』二四二頁以下、同前掲『武士道考』一九五頁以下等を参照。

(17) 主人の奉公人に対する刑罰権一般については、平松前掲『近世刑事訴訟法の研究』一五八—一六三頁、一七三—一八一頁、二六三—二七二頁、五八九—五九三頁等を参照。谷口前掲『武士道考』一九九—二〇〇頁も、加賀藩、盛岡藩、尾張藩の事例を紹介している。

(18) 谷口前掲『近世社会と法規範』二四七—二四八頁は、武士が「下人成敗の権利行使する場合、失敗は許され」なかつたことを指摘し、また同前掲『武士道考』二一八—二三二頁は、無礼討について、討逃がした者を討果たすため追跡した事例等を紹介しているが、いずれも諸藩の例である。

二 「諸国敵討届書」本文

——天和以降——

凡例 字体はおおむね現行通用のものを用い、適宜読点を付すとともに、通し番号（ゴシック）を加えた。筆写

の技術は高いとはいえず、明らかな誤字等も散見されるが、なるべく原文を尊重することとし、繁雑にならない程度に註記を加えて「」で示した。

八六 天和元年酉十月十九日

一浪人田川弥太郎申上候、私兄福井只右衛門と申者、武田越前守殿二中小姓奉公仕罷在候処、傍輩市川瀬兵衛と申者、当五月十一日之暮合、意趣ハ不存、只右衛門を討、即時ニ立退申候、兄之敵ニ御座候間、以来見合次第討可申候、為後日申上候由、右之弥太郎^(マタ)

八七 天和二年戊五月廿日

一常陸国下妻領板橋村小伝治、治兵衛申上候、小伝次為二親、治兵衛為二兄治郎兵衛と申者、同村新六と申者ニ去年七月六日ニ被討申候、親、兄之敵ニ御座候間、以来見合次第討可申候、為後日申上候由、右之小伝治、次兵衛申來候、

右之小伝次、治兵衛兩人之者、新六と同年三月四日神田旅籠町ニ而見合、則兩人ニ而討留候ニ付、新六死骸ハ檢使遣し相改之、討手武人者呼寄せ、様子相尋、宿小網町弐丁目治右衛門店弥兵衛と申者之旅人之由申ニ付、預ケ遣ス、小伝次本名ハ斎藤金右衛門、治兵衛本名ハ柴伝右衛門と申者共、前方御帳ニ附候節ハ、名をかへ付候由申候、

八八 天和二年戌三月十七日

一下野国足利領牧野伝蔵百姓左兵衛、九之助申上候、拙者共兄中里半平と申者、有馬宮内殿ニ步行者奉公仕罷在候処、傍輩青木伊右衛門、村沢十蔵、萩野松之助、右三人ニ当月四日昼被討申候、兄之敵ニ候間、以来見合次第討可申候、為後日申上候由、右之左兵衛、九之助申來候、

八九 天和二年戌十月六日

一浪人山岡弥治兵衛申上候、私兄山岡作平と申者、水野長門守殿ニ罷在候処ニ、四年以前未五月十五日ニ、傍輩石

黒平兵衛と申者ニ被討申候、兄之敵ニ御座候間、見合次第二討可申候、為後日申上候由、右之弥治兵衛申来候、

右之敵石黒平兵衛ヲ、京都大仏前ニ而亥十二月十二日山岡弥治兵衛討留、其上井上志摩守殿ニ被召呼、御詮義之上、水野集人正京都藏屋敷留守居小林治太夫方江御渡被成候間、当正月三日在所信州松本ヘ引取申候、

弥治兵衛罷出御帳消可申候得共、いまた病氣ニ而罷在候處、集人正家来日根野儀兵衛子二月廿四日ニ申来候、

九〇 天和三年亥三月六日

一下野国栗野村之隼之助申上候、私兄玄録と申者、親石町壱丁目嶋田玄東弟子ニ而罷在候處、相弟子玄孝と申者、私兄玄録ヲ五年以前ノ九月廿三日之夜、玄東所ニ而切殺、玄孝即時ニ致欠落候、其以後私義相頼候ニ付、御帳ニ付不申候、兄之敵之義ニ候間、見合次第二討可申候、為後日申上候由、右之隼之助申來候、

右之敵玄孝ヲ、去子極月二日大和国久米村と申所ニ而、私并悴隼之助見付申所ニ、鉢ひゝき乞食体ニ罷成候故、不便ニ存、助置申候、以來討可申候存念無御座候、悴隼之助義并宿ハ紺屋町三丁目家主不存左治兵衛と申者方ニ罷在候、此段悴隼之助一所ニ召連御断可申上候處、病氣故無其儀候、在所ハ下野国栗野村竹村惣左衛門御代官所ニ而御座候、悴隼之助氣分本復次第、重而召連罷出可申候由、丑ノ五月十五日隼之助親金兵衛申來候、

九一 天和三年亥四月十日

一浪人大高喜兵衛申上候、私兄同名伝左衛門と申者、小笠原八右衛門方ニ奉公仕罷在候處、傍輩栗原庄右衛門と申者、寝首ヲ搔、立退申候、庄右衛門義兄之敵ニ而御座候、以來見合次第討留可申候、為後日申上候由、右之喜兵衛煩ニ付、喜兵衛兄同名弥治兵衛申來候、

右者月番所ニ而文言之趣留置申候、

九二 天和三年亥五月三日

一浪人玉木利左衛門申上候、私兄久保松浅右衛門と申者、室賀甚四郎殿ニ奉公仕罷在候処、傍輩三田村三郎右衛門と申者、先月廿五日之夜寝首ヲかき、即時立退申候、兄之敵ニ候間、以来三郎右衛門見合次第討留可申候、為後日申上候由、右之利左衛門申來候、

九三 貞享元年子三月八日

一浪人川村平太夫申上候、私義水谷左京亮方ニ当ニ月迄足輕奉公仕罷在候処、傍輩船沢与兵衛と申者、私女房ニ蜜通之義申掛候處、承引不仕ニ付、当正月六日之夜切付、其上立退申候、女房義ハ右之手所ニ而、一両日過相果申候、依之与兵衛女ノ敵ニ御座候間、以來見合次第討可申候、為後日申上候由、右者平太夫申來候、

九四 貞享元年子四月廿三日

一浪人村尾浅右衛門申上候、私親村尾喜三郎と申者、当三月廿四日之夜、山城守於屋敷之内、闇討ニ致、又兵衛義即時立退申候、其節拙者儀山城守在所和州宇多ニ罷在、頃日御当地江罷下り候、親之敵ニ御座候間、見合次第討可申候、為後日申上候由、右之浅右衛門申來候、

九五 貞享元年子五月四日

一浪人諸形治郎右衛門、同權兵衛、同三治左衛門申上候、私共親西川三郎兵衛と申者、土屋伊予守所ニ罷在候処、六年以前未ノ年致浪人、同年八月十三日ニ武州太田村岩間村境ニ而、植松平助、同藤右衛門と申者兩人ニ被討、親之敵ニ候間、見合次第討可申候、兄治郎右衛門義ハ病氣ニ而罷在候故、今日ハ不罷出候、為後日申上候由、右之權兵衛、三治左衛門申來候、

九六 貞享元年子五月十一日

一浪人田中仁右衛門申上候、私兄同名惣右衛門と申者、大御番安藤丹波守殿御組戸田七之助方ニ奉公仕罷在候処、去年四月七之助ニ二条御番ニ被參候ニ付、私義も一所ニ供仕罷登り申候、然所傍輩小嶋平兵衛と申者と、兄惣右衛門義二条御番所ニ而致口論、其砌打果可申様ニ存候得共、御城内之義ニ候間、堪忍仕罷在候処、先月ニ二条より主人被帰候時分、知行所江州比留田村へ寄被申候ニ付、右之意趣を相手平兵衛爲申聞、兄惣右衛門義腹を切さし相果申処ニ、平兵衛義即時致欠落候、兄之敵ニ候間、以来見合次第討可申候、為後日申上候由、右之仁右衛門申来候、九七 貞享元年五月廿五日

一浪人小泉清太夫申上候、私主人久保松浅右衛門と申者、室賀甚四郎殿ニ奉公仕罷在候所、傍輩三田村三郎右衛門ト申者、去年五月廿五日之夜寢首ヲかき、三郎右衛門義即時ニ立退申候、主人之敵ニ候間、以来見合次第討可申候、為後日申上候由、右之清太夫申來候、

九八 貞享元年七月廿一日

一下野国佐野領小野寺村百姓平助申上候、私父伝右衛門と申者、同村徳兵衛と申者ニ^而_ニ、四年以前酉ノ六月八日同村草千場ニ而致口論候所、徳兵衛義伝右衛門ニ石を打付候處、右之痛ニ而同月十日伝右衛門相果申候、其節地頭土井周防守殿江申上候得共、御国替ヘ之砌故、御取上ケ無御座候故、名主、五人組ニ申聞候所、私義若輩故、名主、五人組相談不仕、徳兵衛所ヲ追放仕候、父之敵ニ候間、見合次第討可申候、為後日申上候由、右之平助申來候、

右者徳兵衛義、下野国佐野領岩船地蔵堂ニ商仕罷在候処ヲ、子八月十七日ニ見付、則討留申候由、百姓平助、同廿日ニ上野黒門前広小路清左衛門店喜兵衛と申者、御当地宿之由ニ而、引連申來候、

九九 貞享元年子十月廿七日

一浪人伊賀伝右衛門申上候、私兄神原伝兵衛と申者、戸川主計方ニ罷在候処、傍輩連ふぢ重郎左衛門と申者ニ、当八月七日寝首ヲかゝれ相果申候、相手十郎左衛門義即時ニ立退申候、拙者兄之敵ニ候間、向後見合次第ニ討可申候、為後日申上候由、右者伝右衛門申来候、

一〇〇 貞享弐年丑四月廿三日

一浪人市川源右衛門申上候、私兄市川忠兵衛と申者、本多下野守家来ニ而罷在候処、当三月十九日暮六ツ時ニ、下野守城下宇津宮南新町不働堂と申所ニ而被討申候、傍輩中野佐助、蒲生外記と申者ニ被討申候、外記義ハ立退申候、右式人兄之敵ニ罷在候間、見合次第ニ可遂本望之存候、為後日御帳ニ記置度由、右之源右衛門申来候、

源右衛門宿所并古主之義、於番所相尋候得ハ、住宅之義ハ申惡候由ニ候、未何方江も主取不仕候故、古主無之由、申来候、

右者佐助、丑ノ七月廿六日ニ先主下野守殿ノ上屋敷江立帰候ニ付、酉四月廿九日切腹被申付候、外記義ハ同月廿七日之夜、野州宇津宮之町久松寺門前ニ而致自害相果申候間、御帳消シ申度由、丑八月四日ニ右之市川源右衛門申来候、

一〇一 貞享弐年丑月廿七日

一浪人熊岡九市郎申上候、私父熊岡李右衛門と申者、成瀬惣右衛門殿組同心奉公致罷有候所ニ、隠居仕、武右衛門と申者ヲ跡目ニ相立、御奉公為相勤申候、然所ニ李右衛門義、傍輩半右衛門と申者と口論いたし、当月八日ニ李右衛門を討申候而、半右衛門義ハ即時ニ立退申候、親之敵ニ候間、重而見合次第ニ可遂本望候、為後日申上候由、右之九市郎并九市郎伯父新革屋町庄之助店山三郎、同意ニ申来候、

一〇二 貞享弐年丑十一月十二日

一浪人森四郎右衛門申上候、私兄同名門右衛門と申者、松平次郎左衛門家来ニ而罷在候所、傍輩若党上野権兵衛と申者、三年以前亥正月三日之夜、門右衛門寝首ヲかき、其上主人用金并門右衛門金子員數ハ不盜取、權之助義即時ニ立退申候、兄之敵ニ候間、以來見合次第討可申候、為後日申上候由、右者四郎右衛門申來候、

—〇三 貞享三年寅二月十九日

一浪人森又右衛門申上候、私兄斎藤七内と申者、稻垣信濃守殿ニ奉公仕候罷在候処、傍輩真木善太夫と申者と、信濃守屋敷近所ニ而、去年極月朔日之夜致喧嘩、善太夫義七内ヲ討、即時立退申候、兄之敵ニ候間、重而見合次第可遂本望と奉存候、為後日申上候由、又七申來候、

—〇四 貞享三年寅五月廿六日

一浪人飯塚庄右衛門申上候、私兄飯塚勘兵衛と申者、小堀和泉守殿ニ少知取罷在候所ニ、傍輩西沢浪之助と申者、去丑ノ極月十六日之夜ニ討申候、浪之助義ハ即時立退申候、兄之敵ニ御座候間、以來見合次第討可申候、為後日申上候由、右者庄左衛門申來候、

—〇五 貞享三年寅六月十四日

一中間浪人権十郎申上候、私伯父平八郎と申者、内藤伊織守殿中間奉公仕罷在候処、傍輩作助と申者と当月朔日致口論、作助ヲ平八切付候處、同長屋之内江作助逃込申候ニ付、不遂本望候、平八義其身罷在候長屋江はいり、腹切相果申候ニ付、拙者并平八兄喜左衛門と申者、一所ニ伊織殿御屋鋪江度々罷越、相手作助義御仕置ニ被仰付被下候處ニ願申候得共、御承引無之候、暇出可申候間、先ニ而心次第二可仕と伊織殿御家來衆内田所左衛門、柳沢彦兵衛と申仕被申聞候、彼作助義、伯父之敵ニ御座候間、以來見合次第討可申候、為後日申上候由、右之権十郎申來候、

一〇六 貞享四年卯二月十九日

一浪人出石源右衛門申上候、私兄渡辺又四郎と申者、本多下野守殿ニ奉公仕罷在候処、傍輩大久保彦八と申者ニ、拾弐年以前辰六月七日、於目黒ニ被討申候、彦八義ハ即時ニ立退申候、兄之敵ニ御座候間、以来見合次第討可申候、為後日申上候由、右之源右衛門申来候、

右者源右衛門、同三月十九日二申来候ハヽ、彼彦八義、糀町四丁目ヲ罷在候所ヲ、今日見合候ニ付、討留候由、右之源右衛門申来候、

一〇七 貞享四年卯八月十一日

一戸田山城守ニ当四月十八日迄中小姓奉公仕罷在候、只今浪人ニ而罷在候山田源八郎申上候、私兄同名又右衛門と申者、拙者先主山城守ニ奉公仕居候処、傍輩中井六右衛門と申者ニ、当四月十七日昼致口論、即時ニ被討申候、六右衛門義立退申候、兄之敵ニ候間、以來見合次第討可申と存候、為御届申上候由、右之源八郎病氣ニ而、名代源八郎伯父糀町九丁目清左衛門店浪人和田民部左衛門申来候、

一〇八 同日

一鮫橋紋右衛門店浪人萩原市郎兵衛申上候、私兄萩原久左衛門と申者、拙者と一所ニ戸田山城守方ニ奉公仕罷在候処、傍輩中井六右衛門と申者と当月十七日昼致喧嘩、即時ニ被討申候、六右衛門義立退申候、就夫私義右同月十九日浪人仕候、兄之敵ニ候間、以來六右衛門ヲ見合次第討可申候、為御届申上候由、右之市郎兵衛申来候、

一〇九 貞享四年卯九月廿三日

一浪人田村勘左衛門、同新左衛門申上候、拙者共之父広野伝内と申者、大久保加賀守殿ニ廄頭役仕、相州小田原ニ罷在候処、傍輩中垣惣太夫と申足輕頭と、廄掃除之義ニ付、先月廿二日致口論、同日小田原さいかち小路と申所

二而、伝内義惣太夫ニ被討申候、右之領加賀守殿被聞召、惣太夫義閉門被仰付、其以後追放ニ罷成ニ付、拙者義も加賀守殿ニ奉公仕罷在候得共、夜昨暇被申候、惣太夫義親之敵ニ候間、見合次第二討可申候、為後日申上候由、右者勘左衛門、新左衛門申來候、

一一〇 貞享四年卯十月廿八日

一中間浪人伝兵衛申上候、私主人水野長門守殿家来柴崎折之助と申、廿弐才罷成候者、小姓奉公仕罷在候処、傍輩新住直之丞と申者小姓ニ、如何様之意趣ニ候而哉、当七月六日之夜、折之助寝首をかゝれ相果申候、直之丞義八即時ニ立退申候、主人之敵ニ候間、見合次第二討可申候、為後日申上候由、右之伝兵衛申來候、

右者伝兵衛義病氣候由ニ而、主人折之助兄秋元千之助家来柴崎六兵衛卯十二月十三日ニ申來候ハ、彼直之丞ヲ先月廿八日ニ牛込筑地赤木明神下ニ而、伝兵衛直之丞ヲ討留申候処、御奉行大久保安藝守殿より御檢使被遣、御改被成候、伝兵衛義ハ私方江引取候而、御構無之候間、何方被成候心次第二遣候様と被仰渡候由、右之六助申來候、

一一一 貞享五年辰正月二日

一浪人五十嵐隼之助、同亦八申上候、私共同名喜平治と申者、一色数馬殿ニ近習ニ奉公致罷在候処、去年極月廿九日、傍輩安藤政平と申者ニ、如何様之子細ニ候哉、だまし討ニ被討申候、政平義ハ即座ニ立退申候、兄之敵之義ニ御座候間、見合次第討可申候、為後日申上候由、右之隼之助、又八并喜平治為ニも隼之助為ニも兄、松平美作守組同心五十嵐彦八、右兩人之弟ヲ召連申來候、

一一二 元禄元年辰十二月九日

一浪人萩安右衛門申上候、兄私高木平内と申者、安藤対馬守殿扶持人荒川養哲と申者之所ニ掛り罷在候所、先月

廿九日下谷御數寄屋町三郎兵衛店浪人坂内友右衛門と申者之所江参申処、如何様之子細候哉、平内ヲ切殺、友右衛門義即時立退申候、兄之敵ニ候間、以来見合次第討可申候、為後日申上候由、右之安右衛門申来候、

一一三 元禄二年巳

一元鮫橋三右衛門店半右衛門并中間浪人与四兵衛申上候、私共兩人之兄角兵衛と申者、御簾本小林惣兵衛殿江中間奉公仕罷在候処、傍輩若党加藤庄太夫と申者、当月十四日之夜四ツ時分、惣兵衛殿屋敷之内ニ而致喧嘩、角兵衛義被切殺申候、切人庄太夫儀即時ニ立退申候、兄之敵ニ候間、以来見合次第討申候、為後日申上候由、右之半右衛門、与四兵衛、家主三右衛門、五人組半太夫、市郎兵衛、孫兵衛申来候、

一一四 元禄式巳七月六日

一真田伊豆守今井之屋敷ニ罷在候浪人真田孫右衛門家來上原九兵衛申上候、私父同名七左衛門と申者ヲ、傍輩山岸十郎兵衛と申者、当三月廿六日切殺、十郎兵衛義ハ即時立退申候、父之敵ニ在之候間、以来見合次第討可申候、為後日申上候由、右之九兵衛申来候、

一一五 元禄式巳八月六日

一浪人小林源八郎申上候、私兄小林市右衛門と申者、浪人ニ而、牛込筑戸明神下家主ハ不知太郎右衛門と申者之所ニ、私一所ニ罷在候処、同町家主不知源兵衛所ニ罷在候浪人落合定右衛門と申者と、拾八年以前子三月十八日同道いたし罷出、行方知不申、然所定右衛門義、市右衛門方江金子預り候ニ付、致催促候ヲ意趣存、右同日淺草観音堂後田ノ中ニ而切殺申候由、同年十一月廿三日定右衛門下人佐五兵衛と申者為知申候、其時分ハ私幼少ニ而、御帳ニ付置不申候、兄之敵ニ候間、以来見合次第討可申候、為後日申上候由、右之源八郎申来候、

右者落合定右衛門義、武州屋原村ニ罷在候ニ付、見出、元禄三年午ノ三月廿二日昼四ツ半時押込、討候由、

論 説 同日申来ニ付、同廿四日罷出シ、帳面消し、源八郎宿之義ハ言上帳之奥書ニ記有之申候、
午ノ三月廿四日

一一六 元禄貳年巳十一月廿八日

一浪人志村三五郎、同名七之助、同名市十郎申上候、私共見兄同名金平と申者、甲府様御家中川合七之助方ニ奉公仕罷在候処、当巳ノ八月二日夜、御弓町中根宇右衛門殿御組与力町ニ而、御奉公之品ハ不知牧新五郎と申御旗本衆之家來嶋三左衛門と致喧咶、金平三左衛門ニ被切殺申候、三左衛門ハ即座ニ立退申候、兄之敵ニ而御座候間、見合次第討可申候と奉存候、為後日御帳ノメ記置候由、右三五郎、七之助、市重郎幼少ニ付遠親類浪人吉村平右衛門同道ニ而、申来候、

一一七 元禄四年未四月廿九日

一浪人富田森之丞申上候、私兄同名竹宮と申者、戸田対馬守殿ニ奉公仕罷在候処、傍輩山根文右衛門と申者ニ、当二月廿三日ニ右屋敷之内ニ而被討申候、文右衛門義ハ即座ニ立退申候、兄之敵ニ御座候間、見合次第討可申候、為後日申上候由、右者森之丞、家来友助を召連申来候、

一一八 元禄四年未六月廿四日

一浪人飯田藤助申上候、私兄飯田吉左衛門と申者、松平内蔵助御組同心親吉右衛門相勤罷在候内、外ニ被呼出、同心相勤罷在候飯田友太夫と申者、実ハ父吉右衛門為ニハ從弟ニ而御座候処、四五才之時ノ私親吉右衛門隠置、六年以前寅年養子ニいたし、右吉右衛門病死ノメ跡式請取、吉左衛門、私為ニモ弟ニ而相務罷在候、然所ニ去ル十七日暮合、兄吉左衛門宅江友太夫參、意趣不存候、吉左衛門討、即座立退申候、兄之敵ニ候間、見合次第二討可申候、為御届申上候由、右之藤助申来候、

一一九 元禄四年未九月十八日

一芝田町九丁目伊藤順庵方ニ罷在候浪人植田喜兵衛申上候、私兄青木香庵と申医者、信州松城ニ浪人二而罷在候処、真田伊豆守殿家來入江七兵衛と申者二、彼地ニおるて被討申候、七兵衛義當座ニ立退申候、兄之敵ニ御座候間、見合次第討可申候、為御届申上候由、喜兵衛申來候、

右者喜兵衛兄青木貞之丞、未十一月五日所出候ハ、私兄香庵右七兵衛ニ被討候、敵ニ有之候間、以來見合次第討可申候、為御届ケ申上候由、右順庵方ニ罷在候由ニ而、右貞之丞申來候、右喜兵衛弟蜂須賀兵右衛門、未十一月廿九日申來候ハ、私兄青木香庵と申者、右ニ記有之通七兵衛ニ被討候間、兄敵ニ有之故、見合次第討可申候、兄弟共同時御帳ニ付可申所、相煩罷在候、延引仕候、右兵右衛門申來候、宿ハ喜兵衛、貞之丞、一所ニ伊藤順庵方ニ浪人罷在候、

一二〇 元禄四年未十一月廿日

一浪人鈴木覺左衛門申上候、私大久保隱岐守家來宮城源兵衛義、其身傍輩富岡惣左衛門と申者に、當八月十七日被討、右屋敷を立退申候、主人之敵ニ候間、以來見合次第惣左衛門ヲ討可申候、為御届ケ申上候由、右者覺右衛門申來候、

一二一 元禄五年申五月廿九日

一百姓磯右衛門、同弟長吉申上候、私共親鶴岡伝左衛門と申者、筒井佐治右衛門殿ニ足輕奉公仕罷在候処、佐治右衛門殿家來伊予願右衛門、高田藤右衛門と申者兩人、去年五月廿七日之夜五ツ時分、如何様之子細ニ哉、右兩人左治右衛門殿門内ニ欠出し申候ニ付、親伝左衛門義門番所ニ罷在候而出合、留可申と仕候得者、願右衛門、藤右衛門兩人ニ而伝左衛門ヲ切殺、立退申候、父之敵ニ候間、以來見合次第討可申候、為後日申上候由、右者磯右衛

門、長吉申来候、

一二二 元禄四年申九月廿日

一浪人毛利節斎申上候、私兄田辺平助と申者、浪人ニ而、大坂穀町罷在候處、古傍輩片岡八郎左衛門と申浪人、三年以前午七月廿一日、彼平助ヲ如何様之子細候哉切殺、八郎左衛門義ハ即時立退申候、兄之敵ニ候間、以来見合次第可申候、為後日申上候由、右者節斎申来候、

一二三 元禄五年申十一月十八日

一三井作太夫申上候、私養父同名作兵衛と申者、宮崎七郎右衛門殿ニ相勤罷在候處ニ、牛込想山寺近所ニ而、古傍輩浪人岡田太郎左衛門と申者ニ、今朝六ツ時過被討(マタ)可申候、彼者ハ即時立退申候、養父之敵ニ候間、以来見合次第遂本望可申候、為後日申上候由、右者作太夫申来候、

一二四 元禄六年酉五月五日

一浪人黒駒兵藏申上候、私叔父森嶋仁左衛門と申者、内藤紀伊守殿ニ相勤罷在候處、傍輩渡部十郎左衛門(マタ)、即時立退申候、仁左衛門弟土岐茂平と申者之為ニハ兄ニ而御座候、兄、叔父之敵ニ而御座候間、見合次第討可申候、茂平義者病氣ニ而、遠国罷在候故、私一所ニ不罷出候、為後日申上候由、右者兵藏申来候、

一二五 元禄七年戌閏五月八日

一浪人小田切宗九郎申上候、私兄小田切新之丞と申者、岡野平兵衛殿ニ相勤罷在候處、当四月十一日傍輩山下半助と申者、右新之丞ヲ討、半助義立退申候、兄之敵ニ候間、半助ヲ以來見合次第討可申候、為後日申上候、右者宗九郎幼少ニ付、為名代宗九郎兄小田切儀右衛門申来候、

一二六 元禄九年子正月十九日

一浪人有本助右衛門、同苗文八申上候、助右衛門為二八兄、文八為二八伯父有本喜八郎と申者、松平久米之助方二相勤罷在候処、去年亥正月十五日之夜、傍輩石野孫七と申者二、御当地於上屋敷暗討二逢、孫七義ハ立退申候、孫七義私共兄、伯父之敵ニ候間、以來見合次第討可申候、拙者義久米之助在所播州栗賀ニ而右之様子承、早速暇取、方々意當ヲ之所相尋申ニ付、御帳ニ記候義為延引候、為後日申上候由、右之助右衛門、文八申來候、

一二七 元禄九年子三月七日

一早川町伊藤順庵方ニ旅宿仕候浪人森平藏申上候、私伯父青木貞之丞と申、真田伊豆守殿相勤罷在候、右之貞之丞兄広田好庵と申者も、信州松城ニ罷在候処、六年以前未八月十三日之夜、伊豆守殿御家来山口七兵衛と申者、意趣ハ不相知、右之好庵ヲ討、立退申候、青木貞之丞并弟喜兵衛、兩人之者同年先御奉行所御帳ニ付、七兵衛ヲ相尋候処、貞之丞儀ハ翌年遠国ニ而致病死候、喜兵衛義ハ何方江尋ニ参哉行衛知不申候、私義右好庵甥ニ而御座候得ハ、伯父之敵ニ候間、七兵衛ヲ見合次第討可申候、為御届申上候、右之平藏申來候、

一二八 元禄十年丑三月廿八日

一浪人井上新左衛門申上候、私父同名六郎左衛門と申者、藤堂和泉守殿家来ニ而、旅勢州津ニ、傍輩内田源左衛門と申者二、廿五年以前丑ノ二月朔日被討申候、源左衛門義ハ其場ノ立退申候、父之敵ニ御座候間、以來見合次第討可申候、為後日申上候由、右之新左衛門申來候、

一二九 元禄十一年寅十一月十七日

一浪人石井源藏申上候、私親石井宇右衛門と申者、青山因幡守殿ニ知行武百五拾石取相勤罷在候処、武拾五年以前撰州大坂ニ而、赤堀源五右衛門と申浪人、父宇右衛門ヲヤミ討ニ仕、其節立退申候、其刻私五歳ニ而、弟壹人武才ニ而罷在候、只今半歳と申候、相煩罷在、召連不申候、右源五右衛門父之敵ニ御座候間、見合次第討申度候、

為後日申上候由、右者源藏申來候、

右之石井源藏并弟同苗半藏、元禄十四年己五月廿七日申來候ハ、敵赤堀源五右衛門義、名ヲ改水之助と申、板倉周防守殿ニ相勤、勢州龜山ニ罷在候由及承候ニ付、周防守殿家中江奉公ニ罷在、得と承届、当月九日朝辰之刻兩人ニ而討留、達本望候由、右之者共申來候、

一三〇 元禄十二年卯七月四日

一浪人土屋伝助申上候、私兄同名五兵衛と申者、本多能登守殿ニ無足ニ而奉公致罷在候處、傍輩中嶋伝八申者、当二月十六日在所大和国郡山ニ而討果、五兵衛義伝ハニ被討、伝八即座ニ立退申候、兄之敵之義ニ付、以来見合次第討可申と存候、為後日御帳ニ記置候由、右之伝助并五兵衛為ニハ兄浪人治左衛門、同意申來候、

一三一 元禄十三年辰正月十六日

一浪人千田又右衛門申上候、同弟兵左衛門、同助次郎申上候、拙者共父千周沢と申者、木挽町式丁目六郎兵衛店ニ罷在候處、当月三日稻葉紀伊守殿家来坂田市左衛門と申者ニ被討相果申候、市左衛門義ハ当座ニ立退申候、親之敵ニ候間、見合次第討可申候、為後日申上候、右之又右衛門、兵右衛門、助次郎申來候、

一三二 元禄十三年辰八月廿六日

一山田十太夫知行所武州安足達郡並木村百姓武兵衛、弥兵衛申上候、安藤治右衛門殿御知行所同国櫛引村甚助と申者、去年七月廿日私とも親庄左衛門と申者ヲ討、立退申候ニ付、御所訟申上候得ハ、同閏九月六日ニ御評定所江被召出、相手甚助兄同村勘左衛門尋証文被仰付、其後度々日延被仰付候得共、不尋出候ニ付、昨廿五日於御評定所永尋ニ被仰付候、依之私共親之敵ニ御座候間、以來見合次第討申度旨申上候得ハ、願之通被仰付候、為後日申上候由、右之武兵衛、弥兵衛并庄左衛門、善兵衛、同意ニ申來候、

一三三 元禄十四年巳三月廿八日

一浪人丸与七申上候、私兄御簾笥組跡部茂兵衛組同心丸孫七と申者、傍輩大野藤四郎ニ被討、藤四郎即時立退申候、兄之敵ニ御座候間、以来見合次第討留可申候、為御届申上候由、右之与七申来候、

右之言越前守殿御番所々來候、

一三四 元禄十四年巳六月三日

一浪人遠藤大蔵申上候、私兄遠藤九八郎と申者、甲府殿御家中遠藤治郎右衛門悴ニ而、御奉公ニ不罷出、親治郎右衛門方ニ一所ニ罷在候處、傍輩大久保新五左衛門悴大久保新之丞と申者、甲府御城下其身宅ニ而、九八郎ヲ当四月廿八日昼^(ノゾ)時、新之丞即時ニ立退申候、兄之敵ニ候間、以来見合次第討可申候、為後日申上候由、右者大蔵申来候、

遠藤大蔵年十七

右大蔵、同年巳八月十六日申来候ハ、右之新之丞義、仕形不届ケニ付、父新五左衛門ニ可尋出ニ而、甲府殿
△被仰付候處、高場近所歌山寺門前ニ而、當巳七月九日新之丞儀致自害相果候由、私義ハ上方筋敵尋ニ罷越、
右之段承候ニ付、二三日以前罷帰、直歌山寺江參、右之様子見届ケ申、依之御帳消申度旨、右者大蔵申来候、

一三五 元禄十五年午七月十八日

一浪人布施平太夫申上候、私兄山内平兵衛と申者、武州八王子豊田村と申所ニ罷在候、然処ニ叔父姫之甥太田又左衛門と申者、右同村ニ罷在候處、意趣不知、当月十一日平兵衛宅江又左衛門押込切懸り、平兵衛義も拔合又左衛門ニ手負せ候へとも、平兵衛義被討留申候、兄之敵ニ御座候間、見合次第討留可申候、為後日申上候由、右之平太夫申来候、

右者又左衛門ヲ、酒井与四郎領分上州玉村ニて平太夫見出し、宝永五年二月十一日昼八ツ時討留候由、平太夫煩ニ付代從弟佐竹源次郎家来布施治部、同月廿日申来候、右之分能登守殿御番所々借り写置申候、

一三六 元禄十六年未六月廿八日

一浪人竹村長之助申上候、私兄同名竹松と申者、親与惣左衛門者真田伊豆守殿方ニ相勤罷在候ニ付、竹松も浪人ニ而掛り罷在候処、伊豆守領分於て信州松城、去年正月三日之夜、同家中出浦半平梓同名主水と申者之宅ニ而、竹松義主水ニ被討申候、主水ハ即時ニ立退申、兄之敵ニ御座候故、見合次第討可申候、為後日申上候由、右者長之助若輩者故、右被討候竹松兄浪人同名又左衛門、大九郎、右長之助ニ相添申来候、

右之出浦主水義、於日向国去年秋中致病死候由、慥承届申候、依之帳面消申度由、竹村長之助介添兄同名亦左衛門申来候、

大九郎義ハ、病氣ニ付不罷越候、

宝永六年丑二月十五日能登守殿御番所々文言写來候

一三七 元禄十六年未七月十八日

一浪人下山伴右衛門申上候、私兄堀越利右衛門と申者、大久保市十郎殿ニ相勤罷在候処、傍輩山名半蔵と申者、当月十一日夜、右利右衛門ヲ討、立退申候、半蔵義兄之敵ニ御座候間、見合次第討可申候、為後日申上候由、右之伴左衛門申来候、

一三八 元禄十六年未八月十日

一浪人浅井久太夫申上候、私叔父堀越利右衛門と申者、大久保市十郎殿相勤罷有候処、傍輩山名半蔵と申者、未七

月十一日之夜、右利右衛門ヲ討、立退申候、半藏義叔父之敵ニ御座候間、見合次第討留可申候、為後日申上候由、右之久太夫申来候、

一三九 元禄十七年申正月廿七日

一浪人辻此右衛門申上候、私父辻覚兵衛と申、福主平四郎殿ニ相勤罷在候處、傍輩河合滝右衛門と申者、当正月十九日右覺兵衛ヲ討、立退申候、滝右衛門義親之敵ニ御座候間、見合次第討可申候、為後日申上候由、右者此右衛門申来候、

一四〇 宝永元年申十月十六日

一浪人大野源太左衛門、嶋田八郎右衛門申上候、私共伯父堤万右衛門と申者、古傍輩稻葉丹後守浪人閔新三郎と申者、下谷池之端中町裏通りニ而、申九月十二日万右衛門ヲ討、立退申候、伯父之敵ニ御座候間、見合次第討可申候、為後日申上候由、右者源太左衛門、八郎右衛門申来候、

一四一 宝永二年酉二月廿九日

一浪人田中喜左衛門申上候、私兄田中新左衛門^(マツ)と申者、松平遠江守方ニ相勤、信州飯山ニ罷在候處、式拾七年以前傍輩篠田源太左衛門と申者に被討申候、其節拙者義ハ未生以前之義ニ御座候故、存不申候、私親田中半右衛門、去々年病死仕候、其節右^(マツ)為申聞ニ、依之兄之敵ニ御座候間、見合次第遂本望申度候、為後日御帳ニ記置申度旨、右者喜左衛門申来候、

右之文言河内守殿御番所より写来候、

右敵源太左衛門、越後国荒井村ニ浪人致罷在候由承候ニ付、荒井村江罷越様子承候得ハ、去年夏頭病死仕候由申ニ付、源太左衛門宅江參、病死之処慥ニ承届ケ候ニ付、罷帰候由、酉四月廿四日右之喜左衛門申来候、

一四二 宝永七年寅九月廿三日

前田民部知行所武州幡羅郡上桑良村百姓角助、太兵衛、權兵衛申上候、私共親半兵衛甥六左衛門と申者、道心者ニ罷成道秀と申、五拾九才ニ罷成、同村ニ居候處、当八月廿四日右之道秀義父半兵衛ヲ突殺、母ニも為手負、欠落仕候、母も右手疵ニ而閏八月廿日相果申候、父母之敵ニ御座候間、以來見合次第討可申候、為後日申上候由、右之角助、太兵衛、權兵衛并地頭民部使者横川甚之丞添申来候、

右敵道秀を、酒井雅楽頭領分上州藤岡町ニ而、当月廿二日右太兵衛、權兵衛両人ニ而討留候由、依之両人共所ニ被留置候段、昨夜以飛脚申越候由、民部使者横川甚之丞寅十月廿五日申来候、

右敵道秀ヲ方々相尋候得ハ、同十月廿二日酒井雅楽頭殿御領分上州藤岡町ニ而修行仕罷通候を見付候故、所江相断、太兵衛、權兵衛両人ニ而討留申候、角助義ハ其節新田領江尋ニ参候ニ付、場所江出合不申候由、同十一月五日右之角助、太兵衛、權兵衛申来候、

一四三 宝永七年寅十一月八日

一牢人力丸勝之助申上候、私兄同苗源藏と申者、酒井雅楽頭殿ニ相勤罷在候處ニ、先月廿八日之夜、傍輩大橋万右衛門と申者切殺、立退申候、兄之敵ニ御座候間、見合次第討可申度奉存候、尤勝之助十三才ニ罷成、幼少ニ付、父力丸平七後見仕候而、万右衛門見合候節、勝之助一所ニ討留申度奉願候由、右勝之助并平七申来候、

一四四 正徳式年辰六月十日

一浪人榎原千五郎申上候、私兄同苗本之進と申者、御書院御番杉山安兵衛殿ニ相勤罷在候、私儀も兄方ニ懸り罷在候處、李之進義、当四月十七日傍輩佐瀬角之進と申者と致同道罷出候處、谷中感應寺裏通ニ而、角之進義李之進ヲ切殺し、立退申候、兄之敵ニ候間、見合次第討留可申候、私義当年拾貳才ニ罷成、幼年故、伯父浪人竹内弥左

衛門後見仕候処、弥左衛門義病氣二付、伺公不仕候、快氣次第御届ヶ可申上候由、右之千五郎申來候、

右千五郎伯父浪人竹内弥左衛門義、病氣本腹二付、千五郎同道ニ而最前申上候通、弥後見仕候、見合次第討留申度と、辰六月十二日申来候、

一四五 正徳三年巳八月十四日

一麹町七丁目源兵衛店太郎兵衛方ニ罷在候浪人大河徳右衛門申上候、私義松平和泉守方ニ六尺小頭相勤罷在候処、在所勢州於龜山、私妻いさと申五拾七歳ニ罷成候者、先月十四日之夜、支配下部屋頭李兵衛と申四拾歳余ニ罷成候者、いさを切殺、致欠落候、私義主人供仕、御当地ニ而承候付、在所江罷越様子承届、当月十日暇取申候、妻之敵ニ候得者、見合次第討可申候、為後日申上候由、右之徳右衛門宿太郎兵衛、家主源兵衛、五人組太郎兵衛申來候、

一四六 正徳四年六月廿二日

一浪人松井勘左衛門申上候、私義稻葉丹後守方ニ相勤罷在候節、私伯父山口平八と申者、同家中ニ相勤罷在候処、右平八義、当三月廿五日丹後守於在所ニ、傍輩田辺勝之進と申者ニ被切殺(マツ)し、勝之進義即座立退申候、伯父之敵ニ御座候間、見合次第討取可申候、勘左衛門伯父浪人山形孫太夫後見仕候、為後日申上候由、右之勘左衛門、孫太夫申來候、

勘左衛門

年式十式

孫太夫

年三十壹

一四七 正徳五年未八月晦日

一浪人伊藤勝右衛門并同人弟山口武兵衛申上候、私共兄遠城宗左衛門と申者、前方本多信濃守殿ニ相勤候處、三年以前の浪人ニ而、和州郡山ニ罷在候處、当五月十四日古傍輩生田伝八郎と申者、在所ニ而被切殺、伝八郎義即座立退申候、兄之敵ニ御座候間、見合次第討留可申候、弟武兵衛義ハ病氣故、伺公不仕候、為御届申上候由、右之勝右衛門申來候、

勝右衛門

年式十六

武兵衛

年廿四

一四八 正徳六年申四月廿五日

一浪人五左衛門申上候、私義久世大和守方ニ徒頭役相勤罷在候處、同屋敷足輕藤田清七と申者、拙者妻と致蜜通哉、当月廿三日之夜引連立退申候付、私義昨日暇取申候、妻敵ニ有之候間、見合次第清七并妻ヲ討留可申候、為後日申上候由、右之五左衛門申來候、

右文言能登守殿御番所々写持來候、

右之藤田清七并妻共、武州板橋町旅籠屋ニ一宿罷在候由及承候ニ付、当月十六日右場所江罷在候處、兩人共加賀治郎兵衛旅籠ニ罷在候處断、同日昼四ツ時清七妻共討留申候、依之五左衛門ヲ留置、所之者共御代官松平九郎左衛門殿江御訴申上候得ハ、村田丈左衛門と申仁同夜檢使ニ被參、口書取、日帰りと申候而、翌十七

日右丈左衛門又々被參、五左衛門二候ハ御構無之、妻死骸引取候ハ、請取候様被申候付、妻死骸ハ五左衛門方江請取、清七死骸ハ所ニ而取置様被申渡候旨、同申五月十九日申来候、

右文言能登守殿御番所々写持來候、

一四九 享保元年申十月九日此方月番

一浪人山田甚助当申十四歳、同苗又吉当申九歳、右兩人申上候、私共兄山田政右衛門と申者、木下清兵衛殿二相勤罷在候処、当七月十三日之夜、部屋ニ而、子細ハ不存、傍輩飯田庄次郎と申者、政右衛門を討、立退申候、私共兄之敵ニ御座候間、兩人之者幼年ニ付、浪人増田丹右衛門致後見、以来庄治郎を見合次第討留申度候、為後日申上候由、右之甚助、又吉并丹右衛門、同意ニ申来候、

一五〇 享保三年戊正月十日

一上総國今富村金兵衛粹助之丞申上候、私養父下総國千葉町富原有右衛門方江浪人松本利右衛門と申者、去ル午ノ九月廿二日之夜、有右衛門寝間江忍入切殺、養母ニも手負セ立退申候間、方々相尋候処、未見出不申候、然処ニ御当地ニ致徘徊候由及承候、養父之敵ニ御座候間、以來見合次第討留申度候、為後日申上候由、右之助之丞申来候、

助之丞

廿六歳

右文言越前守殿御番所々写來候、

享保三年戊五月十三日、宮永町月行事平右衛門訴來候ハ、今暮六ツ時過、年来廿五六才計ニ相見ヘ候間、町人体之者を追欠、町内庄兵衛店喜兵衛家之内江追込、數ヶ所ニ而切殺候ニ付、切人を捕、様子承候得ハ、富

原助之丞と申者ニ而、切留候者ハ、養父之敵松本利右衛門と申者ニ而有之候、先達而三番所帳面ニ記置候段申候由訴候ニ付、翌十四日助之丞召出し、吟味之上、敵利右衛門無紛証処有之候哉と相尋候処、頭之内ニ古キ切疵有之、顏之内ニほくる有之候、然共暮ニ及候故不見留候由申候付、場所江檢使此方々岩崎丈右衛門、越前守方々和田七郎左衛門參、改申候、

右者同日召出し、令詮義候処、助之丞申候者、根津權現江參詣仕候道ニ而、利右衛門ニ似候者通り候へ共、無腰ニ而、様子見苦敷候ニ付、得と見留可申と存、跡々附ケ参り候処、言も利右衛門ニ無拠候得共、猶又無心元存、致作声、松本利右衛門殿と前方申候哉と相尋候得ハ、成程利右衛門と申、其元者誰ニ而候哉と答候故、養父之敵之由言葉を掛、討留候由申之、助之丞前方申候通、利右衛門頭之内ニ古疵も有之、顏ほくるも有之、利右衛門死骸ニ無紛付、三日晒候様ニ申付ケ、助之丞ハ江戸宿本石町四丁目武兵衛店仁兵衛ニ当分預遣、

右利右衛門死骸三日晒候得共、尋來候者とも御座候由、同月十六日、此所三字程不見、諸來候付、死骸片付候様申付候、

一五一 享保四亥年十一月十二日
右之助之丞、在所江參度由、同廿日訴出候ニ付、勝手次第罷越候様申付候、

一浪人菅浪権左衛門申上候、私義中奥御小姓稻垣大隅守方ニ側奉公相勤籠在候処、同屋敷供侍池田丹右衛門と申、三十壱歳ニ罷成候者と、蜜通仕候哉、丹右衛門義そめ引連当月六日之夜立退申候ニ付、私義昨日大隅守方暇取申、妻敵之義ニ御座候間、以来見合次第丹右衛門并そめとも討留可申候、為後日申上候由、右者権左衛門申来候、
一五二 享保五年子七月十日

一浪人岩元十太夫申上候、私義津輕土佐守方ニ相勤、当五月初頃より田舎江参候留守ニ、妻ちよと申三十歳ニ罷成候者、同月廿七日不斗罷出、行衛知不申候、留守中蜜夫も有之、立退候様ニ奉存候、相尋、蜜夫見届候ハヽ、妻敵之義ニ御座候間、兩人とも討留可申候、為後日申上候由、右之十太夫申来候、

右十太夫、同年九月八日訴來候ハヽ、右妻蜜夫之義、松兵衛と申三十五六歳之者、私同屋敷ニ勘定方役之小遣相勤罷在候、当三月暇取、龜井戸辺ニ町人罷在候、此者蜜夫ニ無紛由承候ニ付、相尋候處、当五月末龜井戸町店仕廻、行衛相知不申候由ニ付、方々相尋候處、右者松兵衛義、私妻同道仕罷通候を、当月五日昼七ツ時過、巢鴨水野日向守殿下屋敷前ニ而、私并妻之兄浪人飛永勝左衛門、私甥浪人岩本吉右衛門同道仕候間、見付候ニ付、言を掛候處、兩人共ニ誤候体ニ而、とかく之義も不申候ニ付、直兩人共討留申候、尤其節日向守殿御屋敷ニ私共三人被留置、翌六日御徒目付中御檢使相済、同七日御構無之旨ニ付被帰候ニ付、為御届參上仕候由、右之重太夫申来候、

一五三 享保六丑年十一月朔日

一南本所外手町市左衛門方ニ当分罷在候浪人財川忠太夫、萱生友七申上候、私共義戸田山城守方ニ先月廿二日迄相勤、在所詰ニ而罷在候、兄大沢伝内と申者、同家中ニ相勤居候處、先月廿日山城守一ツ橋於屋敷ニ、傍輩佐藤幸右衛門と申者ニ被討申候、幸右衛門義ハ即座ニ立退申候由、同廿一日より告来野州宇都宮ニおいて承候ニ付、書置仕、翌廿三日宇都宮立退、御当地江罷出申候、幸右衛門義兄之敵ニ御座候間、以來見合次第討留可申候、為後日申上候由、右之忠太夫、友七申来候、

右忠太夫義、山城守方へ暇を相願可出所、無其儀立退候由申ニ付、遂詮義候處、兄之敵之義ニ有之候間、片時も早ク尋討留申度、他事ヲ不顧、致書置立退之由、友七義ハ浪人ニ而、山城守家来兄萱生玄春方ニ掛け罷

在候由申之、忠太夫義主人江暇も取不申立退候義、卒忽成仕形ニハ候得共、兄之敵ヲ討申度存念ニ付、事を急候ニ付、暇之義不相願、致書置立退候由ニ候、外之義と違、兄弟之間ニ而ハ左も可有之事ニも候ニ付、願之通帳面ニ附遣ス、

右之文言越前守殿御番所より写来候、

右佐藤幸右衛門有家所々尋候得共、相知不申候処、武州幡ヶ谷村法界寺ニ而自滅仕候由、去ル三日及承候ニ付、早速彼地江罷越、幸右衛門仕形相尋候ヘハ、当月朔日寺内ニ而致自滅候を、法界寺より御支配松平対馬守殿江相達、御檢使相済、則死骸寺内ニ埋被申、其節自滅之場ニ佐藤幸右衛門と名付、戸田山城守殿役人共ヘ之宛所之封付状を箱ニ入有之、是亦寺より対馬守殿江被差出候由ニ御座候、此段御月番越前守殿江申上候得ハ、御帳消候様ニ被仰付候、為御届申上候由、享保七年寅三月六日右之友七、忠太夫申来候、

一五四 享保七年寅四月廿日

一浪人川井砂右衛門申上候、私義細川備後守方足輕小頭役相勤罷在候処、傍輩足輕久松善八と申三拾壹式才計罷成候者、私妻はつと申三拾壹才罷成候者召達(マツ)、先月廿八日本所中ノ郷下屋敷より立退申候、私義主人江相願、当月三日暇取申候者、善八妻之敵ニ御座候間、見合次第兩人共ニ討留可申候、為後日申上候由、右之砂右衛門申来候、

一五五 享保八年卯六月廿四日

一深川伊勢崎町藤右衛門店明賀政右衛門方ニ罷在浪人佐藤還染申上候、私兄當正月朔日暮六ツ頃、吉田忠藏と申者ニ被討、忠藏ハ立退申候、兄之敵ニ候間、以來見合次第討留可申候、為後日申上候、右者還染申来候、

一五六 享保十一年二月廿六日

一麻布宮下町室川源右衛門方ニ罷在浪人猪瀬伴助廿貳歳申上候、私父猪瀬政右衛門と申者、法心院様御広敷伊賀

相勤候処、去辰十一月朔日、仲ヶ間中沢源二郎と言者参り、意趣之覚無之候処、政右衛門突殺シ、立退申候、其節私義他ニ罷在、間ニ合不申候、依之敵源二郎ヲ相尋申度段、御支配玉田忠四郎殿江奉願候得ハ、水野壹岐守殿より願之通被仰渡候、早速敵願之義御断可申上候処、相煩罷在、漸快氣仕候、孫三郎義父之敵ニ御座候間、以来見合次第二討留可申候、為後日申上候由、右者伴助申來候、

右猪瀬伴助事大場新左衛門申来候ハ、父政右衛門敵中沢孫三郎と申者、道心者ニ罷成、名ハ不承、当十月十四日暮時分青山宿青山大膳亮殿下屋敷前往ニ而討留申候処、右御屋敷留置、御支配方被仰上候、大岡越前守殿江相渡、御吟味之内宿室川源左衛門御預ケ被成候、然ル処当月四日法心院様御用人部屋江被召呼、父政右衛門御扶持切米之通、式拾俵ニ武人扶持被下置、小普請入被仰付候間、玉田忠四郎殿被仰渡、大久保下野守殿御支配ニ被仰付候由、享保十二年未十一月七日申来候、

一五七 享保十一年午二月六日

一赤坂黒鍬新町浪人山善右衛門、同人弟同相良喜内、同相良小弥太申上候、善右衛門義者巨瀬大和守方ニ相勤、喜内義ハ青山藤蔵方ニ相勤、小弥太義ハ小出主計方ニ相務罷在候処、私共兄山崎善蔵と申者、宮崎七郎右衛門殿ニ相勤罷有候処、傍輩中野只八と申者ニ、先月廿八日夜被討申、唯八義ハ即座申候、兄之敵之義ニ御座候間、討留申度、三人共浪人仕候、為後日申上候由、右者善右衛門并喜内、小弥太義ハ煩ニ付召連不申候由、善右衛門申來候、

右中野只八義、こも僧ニ成、神谷又五郎知行所武州畑ヶ谷松平出羽守様屋敷前ヲ、午九月九日朝六ツ時通り候を、山崎善右衛門、相良喜内見付、名乗掛け討留候、小弥太義ハ用事有之、右討留候場所間ニ合不申候由、善右衛門、喜内ニ畑ヶ谷村百姓相添、九月九日昼過(マタ)遣し、右訴之趣ハ聞置候、討留候場所支配違候間、地

頭より檢使可參候、檢使相済候以後可訴出旨申渡、兩人并百姓共所江相返之候、

右善右衛門、喜内、小弥太訴來候ハ、先達而訴候通、小弥太義間ニ合不申候ニ付、達而相願候故、右場所江召連罷越、地頭神谷又五郎家來江致對談、只八有髮ニ而罷在候ニ付、死骸候(之も)もてとり小弥太ニ為私、指扣罷有候處、又五郎家來檢使ニ參り、只八ニ無紛ニ付、又五郎支配小普請頭松野八郎兵衛方々水野和泉守殿江相窺、御構無之ニ付相返候様ニ被仰渡候段、亦五郎家來木内專右衛門今日申渡候ニ付、罷帰申候、帳面消申度由、同年九月十一日右之善右衛門、喜内、小弥太申來候ニ付、帳面消遣ス、右只八義、武州小梅鈴法寺弟子虛無僧有覺と申、鈴法寺番所市谷ニ罷在候、

一五八 享保十式歲末七月九日

一小日向金剛寺坂下浪人安藤勝右衛門申上候、私義本多因幡守方ニ相勤罷在候處、同家中土方伝兵衛悴同名佐内と申三拾歳計ニ罷成候者と、私妻よつと申式十四歳ニ成候者、不義之義御座候、然處ニ私召仕佐五兵衛と申候、因幡守知行所ニ而御座候、右不義之仲立仕候處、当月七日之暮方、佐内如何存候哉、佐五兵衛を屋敷之内ニ而右之肩先壹ヶ所其外四ヶ所手を負セ、直ニ立退候跡ニ而、不相果罷有候故、吟味仕候得者、右不義之誤相知之候ニ付、因幡守方江申達、妻儀者同夜私手ニ懸ケ討申候、召仕佐五兵衛義ハ私存寄ニ仕候様ニ被申渡候ニ付、翌十八日是又手討ニ仕候得共、佐内義立退候ニ付、妻敵之義ニ御座候故、因幡守方暇取、以來見合次第討留可申候、為後日申上候由、右者勝右衛門申来候、

右勝右衛門義、駒込追分町上州や市右衛門店へ店替いたし候由、同七月廿日申来候、

一五九 享保十四年酉八月廿二日

一浪人仁科平右衛門當酉三拾二歲申上候、私義紀伊殿(虫喰ニ而)目付相勤罷在候處、兄仁科伴五郎と申者、松平左京太

夫ニ中小姓罷有、当月十八日之夜、意趣ハ不知、傍輩上田理右衛門と申者、伴五郎を切殺、并伴五郎妻江も式ヶ
所手負せ、立退申候、依之昨廿二日紀伊殿暇取申候、兄之敵ニ御座候間、以来見合次第討留申度候、為後日申上
候、右之平右衛門申来候、

右文言越前守殿御番所々写來候、

一六〇 享保十五年戊正月三日

一本町三丁目九右衛門店稻葉美濃守扶持人医師宮田全庵方ニ罷在候浪人坂口千太夫申上候、去酉ノ十二月廿九日、
私召仕喜八と申者、母雜言申候ニ付手討ニ仕候處、討洩シ、喜八行衛不相知候、依之向後右之者相尋、已來見合
次第討捨ニ可仕候、為後日申上候由、右者千太夫申来候、

右文言越前守殿御番所々写持來候、

一六一 享保十五年戌四月十七日

一中嶋内蔵助御代官所野州都賀郡鹿浪町治左衛門歳三拾三申上候、私妻かすと申廿六才ニ罷成候者、同町医師松嶋
春庵と申三拾六歳罷成候者と、当月四日之夜致蜜通候ニ付、其節妻義ハ討留申候ヘ共、春庵討洩し所為立退、残
念ニ奉存候、春庵義妻敵ニ御座候間、以來見合次第討留申度候、為後日申上候由、内蔵助手代高木勝右衛門、右
者治左衛門召連、内蔵助方々改申来候、

一六二 享保十八年丑二月廿二日

一浪人関藤七申上候、私義水野壱岐守方ニ馬役相勤罷在候處ニ、妻よそと申三拾歳ニ罷成候者、当月十二日致欠落
候、密夫も有之立退候様ニ奉存候、不届ケ者ニ御座候ニ付、此段を申立、暇取申候、向後右よそ見合次第ニ子細
見届候、妻敵ニも候ハゝ、彼者も討留可申候、御帳面ニ御記置被下候様ニ奉願候由、右者藤七申来候、

享保十八丑年六月廿五日

右関藤七申上候、密夫大嶋甚左衛門義、只今ハ名を石田清左衛門、并私妻よそ共ニ、元赤坂町彦兵衛店ニ罷在候ヲ、昨夜五ツ時踏込參り、名乗り候間、兩人共ニ討留申候而、右家彦兵衛方江相届候処、留置、当御番所江御訴申上候得ハ、御檢使被下、御吟味之上被召出、委細御尋被遊候、拙者儀小笠原左衛門佐殿内兄大塚村右衛門方江罷越候由申候、丑六月廿七日右関藤七申上候、昨日古主水野壹岐守方江帰参被申付候、御届申上候由申來候、

一六三 享保式拾年卯七月九日

一浪人橋爪平八申上候、私義仙石陽之助方ニ広敷番相勤罷在候処、妻いくと申式拾七才ニ罷成候者、当月四日致欠落候、密夫も在之立退候様ニ奉存候ニ付、申立暇取、不届ものに有之候間、以来見合次第密夫ニも(アマ)子細見届、彼者共ニ討留可申、御帳面ニ御記被下置候様ニ奉願候由、右之平八申來候、

右文言越前守殿御番所々写來候、

一六四 享保二十年卯十一月廿二日

一浪人内田勘五郎申上候、私義木下縫殿助方ニ小役人相勤罷在候処、同屋敷中小姓早川為右衛門と申三拾四才ニ罷成候者、私妻みきと申式拾式歳罷成候者を引連、当月十一日立退候ニ付、私義同十五日縫殿助方暇取申候、妻敵之義御座候間、以来見合次第為右衛門、みき共ニ討留可申候、為後日申上候由、右之勘五郎申來候、

右文言越前守殿御番所々写持來候、

一六五 元文二年巳六月廿二日

一浪人杉原段四郎歳十五申上候、私父杉原何左衛門と申候、水野大炊頭方ニ給人相勤罷在候処、当月三日夜傍輩山

岸弥助と申者、子細ハ不知父何左衛門ヲ討、立退申候、父之敵ニ御座候間、以來見合次第討留可申候、為後日申上候由、右之段四郎申来候、

右文言筑後守殿御番所より写持來候、

一六六 元文二年巳六月廿二日

一浪人鈴木平次郎歳拾五申上候、鈴木軍七と申、水野大炊頭方江近習相勤罷有候処、当月三日夜傍輩山岸弥助と申者、子細者不知兄軍七を討、立退申候、兄之敵ニ御座候間、以來見合次第討留可申候、為後日申上候由、右者平治郎申来候、

右文言筑後守殿御番所より写持來候、

一六七 元文三年午二月四日

一浪人深沢定八歳廿五申上候、私義大閥信濃守方ニ相勤、御当地ニ罷在候処、去巳十二月十四日之夜、主人在所下野國於羽黒、私養父同苗伝治右衛門従弟同国水戸領牧野内村百姓石井清太郎と申者、右伝治右衛門を討、立退申候、在所より申越し、養父之敵ニ御座候間、見合次第討留可申候、為後日申上候由、右者定八申来候、

当宿神田旅籠町一丁目

下野屋伝左衛門

一六八 元文三年午七月五日

一浪人佐藤丈助歳廿一申上候、私父佐藤十兵衛と申者、須田隼人殿ニ相勤罷在候処、当五月十九日之朝、傍輩藤井善兵衛、鹿鳴源八郎と申兩人者共、子細ハ不知、父十兵衛を討、立退申候、私義其節玉田帶刀殿ニ相勤罷在候処、同月廿一日暇取申候、父之敵ニ御座候間、以來見合次第討留可申候、為後日申上候由、右者丈助申来候、

右文言筑後守御番所より写持來候、

一六九　元文五年申二月五日

一浪人後藤庄八歳式拾七申上候、私義久世隱岐守殿家来ニ而、在所下總國閥宿勝手ニ而御座候処、江戸詰被申付、去極月十五日より江戸表ニ罷在候留主之節、傍輩川越要人と申者、当正月廿七日之夜私妻召連立退申候、依之暇相願、浪人仕候、右要人并妻、以来見合次第妻敵ニ御座候間、討留可申候、為後日申上候由、右者庄八申來候、

一七〇　元文五年申四月五日

一屋藏主事阿寺居源治年四十一申上候、私兄深沢伝左衛門と申もの、大関信濃守殿相勤罷在候処、四年以前巳十二月十四日之夜、従弟水戸領楨野内村石井清次郎と申もの、伝左衛門ヲ切殺、立退申候、依之伝左衛門養子同苗定八、先達而御帳ニも記置候得共、今以敵次郎ヲ見當り不申候、私義幼年より出家ニ罷成、牛込済松寺地中真松院ニ罷在候得共、帰俗仕、向後定八一所ニ兄之敵清次郎を見合次第討留申度奉願候由、右者源治申來候、

右源次、僧名屋藏主と申旨ニ付、済松寺役僧真松院召出し相尋候処、源次事屋藏主と申、済松寺弟子ニ而ハ無御座候、真松院罷在候処、去年八月中旬より病氣ニ而、在所江戸越致養生と申ニ付、差遣候処、寺役難勤ニ付、差免吳候様ニ在所より相願候処ニ、不苦問、相勤候様ニ申候得共、再応相願候故、方丈より寺役差免申候、尤不埒之義も無之由申、相違之義も無之ニ付、帳面ニ記遣ス、

一七一　寛保元年酉八月晦日

一小普請組阿部伊織支配平井久次郎知行所武州児玉郡児玉村百姓政右衛門年三十四申上候、私親新右衛門と申六拾八才ニ罷成候者、村名主相務仕候処、当六月三日同村相給黒田大和守知行所百姓又十と申五拾八九才ニ罷成候者、右新右衛門を切殺立退、行衛相知不申候、右又十義、親之敵ニ御座候間、以来見合次第討留申度候、為後日申上

候由、阿部伊織方より断ニ而、久治郎使者糟谷牧右衛門、右者政右衛門召連申来候、

一七二 寛保元年酉九月十七日

一浪人田井九左衛門歳三十七申上候、私義松平玄蕃頭方ニ相勤罷在候処、私妻よねと申式拾七才ニ罷成候者、同家中白石權左衛門と申三十四歳ニ罷成候者と蜜通いたし、当月十七日立退申候、依之私義暇相願、浪人仕候、妻敵之義ニ御座候間、右之者共見合次第討留申度旨、御月番長門守殿御番所江御願申上候得ハ、願之通り被仰付候、為後日申上候由、右者九左衛門申来候、

右田井九左衛門申上候、右者白石權左衛門并妻よね共ニ、浅草日輪寺門前ニ住宅仕候を見付、討留可申旨存候、昨日彼場所江罷越候処、私菩提所貞源寺私より先江参り居候而、達而右兩人之一命申請度旨申候故、無是非差免申候、右之通住所相知候ニ付、為後日訴申上候由、同月廿八日申来候、
右文言長門守御番所より写持來候、

一七三 寛保三年亥十二月七日

一浪人長谷川甚四郎歳四拾七申上候、私義戸田土佐守殿ニ相勤罷在候処、当十月晦日之夜、傍輦橋本権太夫と申者、私泊番之留主江忍入、私母ヲ切殺し立退申候、依之土佐守方暇相願候得ハ、首尾能暇出申候、母之敵之義ニ御座候間、相尋、見合次第討留申度奉存候、御帳ニ御記置被下候様奉願候由、右者甚四郎申来候、

右文言長門守御番所より写持來候、

一七四 延享弐年丑正月廿日

一浪人石川常榮歳廿四并石川五助歳五拾三申上候、私共義松平伊豆守家来ニ有之処、常榮父五助為ニハ兄石川三清と申五拾五才ニ罷成候者、三清支配下角田伝夕と申廿八九才ニ罷成候者、意趣之程ハ不相知、伊豆守下屋敷ニ而

当月廿六日昼時七ツ、伝夕義三清ヲ手疵二ヶ所ニ而切殺、伝夕立退申候、依之私共儀一昨廿八日暇願、浪人仕候、常栄父之敵、五助義ハ兄之敵之義ニ御座候間、以來見合次第常栄ニ差添右者伝夕討留申度奉願候、為御届申上候由、右者常栄、五助申来候、

右常栄從弟浪人堤高雲歳三十八申上候、私伯父石川三清と申五拾五歳罷成候者、松平伊豆守殿相勤罷在候処、三清傍輩角田伝夕と申二十九才ニ罷成候者、意趣之程ハ不相知、伊豆守殿於下屋敷、当正月廿六日之昼七ツ時、伝夕義三清を手所三ヶ所ニ而切殺、立退申候ニ付、私親石川五助并從弟石川常栄義、右御屋敷暇願、浪人仕候由、同晦日両御番所ニも記置申候、然所私義其節大久保出羽守領分相州小田原ニ罷在、右改及承候得共、其砌私病氣故、兩人ニ差添御届不申上候、此度快氣仕候ニ付、出羽守屋敷暇願、浪人仕候、依之五助義ハ兄之敵、常栄義ハ父之敵、私為ニハ伯父之敵ニ御座候間、以來見合次第五助、常栄差添、右者伝夕討留申度奉存候、此段御帳ニ御記置被下候様ニ奉願候由、同年五月十五日右者高雲申来候、

一七五 延享二年丑三月廿日

一浪人後藤又治歳廿九申上候、私義小普請支配内藤十治郎方ニ相勤罷在候処、傍輩前原團助と申廿五歳ニ罷成候者、当三月下旬致浪人候、然処当月四日夜私留主之節、右團^(マツ)藏義私妻ひさと申廿四才ニ罷成候者ヲ誘引出し、立退申候、依之私義主人方暇取、浪人仕候、妻敵之義御座候間、團藏并妻ひさ見付次第討留申度奉願候、為御届申上候由、右者又治申来候、

一七六 延享三年寅七月三日

一浪人辻官治年四十三申上候、私義大久保出羽守方ニ相勤罷在候処、私妻りよと申三拾才罷成候者、同家來茶道坊主藤崎久嘉と申廿四歳ニ罷成候者誘引出し、先月廿一日夜致欠落候ニ付、出羽守方暇取、右兩人之者以來見合次

第妻敵討留申度奉存候、當時旦那寺麻布谷町円林寺方ニ罷在候、為御届申上候由、右者官治申来候、

一七七 寛延二年巳七月三日

一浪人大橋五右衛門悴武庫歲式十申上候、私父五右衛門義下野国都賀郡久私〔我〕村罷在候處、同國同郡加遠村權八と申者、私を弟分ニ仕度段、父五右衛門江申聞候得ハ、五右衛門義得心不仕、此義を意恨ニ存候哉、十年以前申七月十二日之夜、權八忍入、五右衛門ヲ切殺候ニ付、私兄銀藏義出会、相働き候處、深手數ヶ所負申候、私義臥り居候處、額一ヶ所切付、權八義何方江歟逃去リ申候、兄銀藏義疵平癒いたし候得共、右手所ニ而手足不自由ニ罷成申候、其節私義拾壹才ニ罷成、幼年ニ御座候故、虛無僧ニ罷成居申候、今程成仁仕候ニ付、親之敵權八を討留申度奉存候、此段御帳ニ記置申度、為御届申上候由、右之武庫并師匠下野国鹿浪町住泉寺差添申来候、

右文言讃岐守御番所々写持來候、

一七八 寛延三年午七月十日

一浪人今泉弥太助歲四十六、岡田三郎兵衛四拾二歳、青山新藏歲三十七、田川十歳歲三十、宮田助太夫歲式拾四申上候、弥太助為二八弟、殘四人之者二八兄三浦小弥太と申者、御書院番頭曾我伊賀守殿御組林民部殿ニ中小姓相勤罷在候處、当四月廿六日傍輩森喜八と申者と、子細ハ不知口論之上、小弥太義深手ニ而即死仕候、相手喜八義ハ其場ニ直ニ立退、行衛相知不申候、私共義ハ松平越中守方ニ相勤罷在候處、右之趣於在所承、五人共主人江申達暇取、御当地江罷出候、三郎兵衛、新藏、十歳、助太夫為二八兄之敵ニ御座候間、喜八行衛相尋討留、本望相達度奉存候、弥太助為二八三浦小弥太義ハ弟之義ニ御座候得共、残り四人弟共御当地不案内之者ニ御座候ニ付、私附添、弟共ニ以来見合次第為遂本望度候、為後日申上候由、右者弥太助、三郎兵衛、新藏、十歳、助太夫申来候、

右文言伊豆守御番所ゞ写持來候、

一七九　宝曆三年酉五月十五日

一浪人山田幸七四拾弐歳申上候、私義丹羽若狭守方ニ給人相勤罷在候処、私妻いわと申廿九歳、梓鉄治郎と申七歳二罷成候者ヲ召連、同家中足輕大杉紋治と申廿九歳ニ罷成候者と申合、先月廿五日三人共立退申候ニ付、妻敵討留申度候、此段御用番伊豆守殿御番所江申上候得ハ、被御聞置候段被仰渡候、為後日申上候由、右者幸七申来候、右文言伊豆守殿御番所ゞ写持來候、

右山田幸七申上候、右妻敵大杉紋治并妻いわ兩人共ニ、去ル十六日芝新堀端黒田甲斐守殿御屋敷裏門前ニ而見出し、討留申候由、同月十九日右之幸七申来候、

右文言伊豆守御番所ゞ写來候、

一八〇　宝曆四年六月廿一日

一浪人玉木来拾八才申上候、私儀寄合土屋河内守方ニ相勤罷在候処、当月十四日夜、同家中渡辺半之丞と申者、私母ヲ致殺害、立退申候、其節私其場ニ居合不申候故、討留不申候、母之敵ニ候得ハ、以来見合次第討留可申候、為後日申上候由、右之來申來候、

一八一　宝曆四年戊七月廿一日

一浪人小沢宗兵衛四十七申上候、古主之名難差出相勤罷在候処、妻たかと申弐拾九才ニ罷成候者、当月朔日致欠落候処、蜜夫も在之様ニ奉存候ニ付、申立暇取候、不届ケ者ニ御座候間、以來見合次第密夫ニも候ハ、子細見届ケ、彼者共討留可申候、為後日御帳ニ御記置被下候様ニ奉願候由、右者宗兵衛申上候、

右文言越前守御番所ゞ写シ持來候、

一八二 宝曆四年戌十一月廿日

一浪人田辺甚平年四十七申上候、私義黒田大和守方二納戸役相勤罷在候処、大和守中間織助と申歳四拾計ニ相成候之者、私妻かねと申三拾壹才ニ罷成候者ヲ召連、当月十五日立退候ニ付、昨十九日私義大和守方暇取申候、妻敵之義ニ御座候間、以来見合次第織助かね共ニ討留可申候、為後日御帳ニ記置申度奉願候得ハ、願之通被仰付候由、右之田辺甚平申来候、

右文言越前守御番所より写持來候、

一八三 宝曆五年亥七月八日

一浪人園田半藏年廿七申上候、私義松平大和守方ニ近習役相勤罷在候処、私召仕中間名右衛門と申廿八才ニ罷成候之者ヲ、私妻見世と申拾九歳ニ相成候者ヲ召連、当四月廿三日立退申候ニ付、同月廿七日私儀大和守方暇取、妻敵之義御座候間、以来見合次第名右衛門見世兩人共ニ討留可申候、為後日御帳ニ記置申度旨、今日御月番越前守殿御番所江御願申上候得ハ、願之通被仰付候由、右之半藏申来候、

右文言越前守御番所より写持來候、

一八四 宝曆五年亥八月八日

一浪人柳田無事太十六才、同弟柳田由利吉十四才申上候、私共義松平式部少輔方ニ中小姓相勤、母一所ニ罷在候処、当月三日夜同屋敷書役松田栄助と申者、母ヲ指立退申候、依之私共義ハ暇取、浪人仕候、右栄助義ハ母之敵ニ御座候間、何方ニ而も見合次第討留可申候、為後日申上候由、右者無事太、由利吉申来候、

一八五 宝曆六年子四月廿六日

一浪人手塚小伝次式拾五才申上候、私義酒井讚岐守方ニ相勤罷在候処、私妻もよと申廿才ニ罷成候者、三年以前戌

九月廿六日夜立退申候ニ付、所々相尋候へハ、前方戸田土佐守殿ニ相勤居候稻田河治と申廿五六才計ニ罷成候者、當時浪人いたし町人体ニ而町宅仕、もよ一所ニ罷在候由承届候ニ付、今朝讚岐守方暇取、妻敵之義ニ御座候間、以來見合次第二河治もよ共ニ討留可申候、為後日御帳ニ記シ置申度奉願候由、右之小伝次申来候、

右稻田河治ハ惣兵衛と名ヲ替、もよ義はかよと名を替、浅草田原町二丁目太兵衛店ヲ借り、一所ニ居候ヲ、小伝次見出し、翌廿七日之夜兩人共ニ討留候ニ付、所々訴出、檢使之上、同廿八日一件召出し、吟味之上、兩人之死骸片付候様申付候、

一八六 宝曆十辰年七月十三日

一浪人柴山文右衛門式拾八才申上候、私義徳山甲斐守方ニ相勤罷在候處、私妻けんと申廿二才罷成候者、当四月十九日夜出奔仕候處、同家来黒田清太と申者、当三月中主人方暇出、當時住所相知不申候、右之者密夫ニ在之様ニ奉存候ニ付、申立暇取之、不届者ニ御座候間、以來見合次第様子見届候、密夫ニ候ハゝ彼者共討留申候、為後日申上候由、右文右衛門申來候、

右文言越前守御番所々写持來候、

右文右衛門申上候、右清太義先月廿五日上野山下ニ而見当り候ニ付、召捕様子相尋候處、茂八と名改、武州上増田村伝左衛門と申者之店に、右けん一所ニ罷在候段申ニ付、本所相生町之吉兵衛店私親本多道林方ニ留置、右林江人遣、けん呼寄、遂吟味候處、密夫ニ相違無ニ付、兩人共ニ討留可申候奉存候處、古主甲斐守方ニ而右之段承、彼者共命相助候様達而申候ニ付、昨十二日兩人共ニ髪ヲ切り、追払申候、為御訴申上候由、右者文右衛門申來候、

右文言越前守御番所々写持來候、

一八七 宝曆十三年未六月廿四日

一浪人足立半野右衛門五拾歳申上候、私義松平阿波守方ニ供目付相勤罷在候處、同家中久野十次郎と申廿五歳ニ罷成候者、私妻ミセと申廿六才ニ罷成候者ヲ召連、先月十三日立退申候、依之私義当月九日阿波守方首尾能暇取申候ニ付、以来妻敵之義ニ御座候間、見合次第兩人共ニ討留可申候、為後日御帳ニ記置申度、今日御月番越前守殿御番所江御訴申上候得ハ、被聞置(マコ)度被仰渡候、為御届申上候、右者半野右衛門申来候、

右文言越前守御番所ダ写持來候、

一八八 明和元年申九月十九日

一御小姓組水野内膳正組土屋市之丞知行所下野国旁賀郡文吉村百姓又左衛門憚与右衛門廿四才申上候、私親又左衛門と申四拾八才計ニ罷成候者、同村百姓左十郎と申三拾七八才計ニ罷成候者、當五月廿一日切殺シ、立退候ニ付、私拜ニ男弥藤次式拾歳、同三男丹次九才、同四男寅吉七歳、五男季之助并又左衛門甥同國塩谷郡栗ヶ嶋村百姓太郎平、同人聟同國同郡太田村百姓寅吉と申者共、敵左十郎見当り次第討果し申度候、私弟弥藤次、丹治、寅吉、季之助、何も當時幼年ニ御座候得共、成長申上候、左十郎行衛不相知候ハ、共々存念為相達申度候、為後日申上候由、水野内膳正方ヲ断ニ而、市之丞使者平田茂右衛門、右与右衛門召連申来候、

右字願人与右衛門江相渡遣ス、以來写當人相渡候、為見合記置候、

申九月十九日

右与右衛門、当三月十八日本多弾正少弔領分奥州菊多郡中田村之内五郎橋と申所岩城往還ニ而、弥藤治、丹治敵左十郎ヲ見当り討留申候、其節与右衛門、寅吉、季之助、太郎平義ハ外道筋江尋ニ參候故、場所江出合不申、尤聟寅吉義ハ七ヶ年以前病死仕候、且右之段中田村村役人ダ同日領主役人迄訴候處、翌十九日為檢使

小山市右衛門、小閑清右衛門罷越、口書差出候、与右衛門義ハ道中ニ而承、右場所江罷越申候、与右衛門村方江も中田村村役人ダ右之段為相知候ニ付、文谷村村役人共中田村江罷越、見届候上、地頭市之丞江も訴候処、同四月十一日領主彈正少弼ダ同相濟候ニ付、文谷村江弥藤治、丹治致帰村候様、同日被申渡候旨、安永五申年六月二日右者与右衛門、弥藤治、丹治召連、當時御小姓組番頭大久保能登守方ダ断ニ而、市之丞使者平田茂右衛門申来候、

一八九 明和九年辰二月廿七日

一浪人中野与一郎四拾壹才申上候、私義井上河内守内目付役相勤罷在候、私妻くめと申式拾六才罷成候者、召仕繁助と申式拾四才罷成候者召連、当月十五日立退申、依之見当り妻敵討申度、河内守方一昨廿五日永之暇相願罷出候、右両人之者於何方討留可申も難計御座候、為後日申上候由、右之与一郎申来候、

右之趣、御月番大隅守殿御番所江今日御訴申上候得ハ、御帳被記置、尤当御番所江相届候処、当人江被申渡候由、右与一郎申候、

一九〇 天明四年辰二月十一日

一浪人板橋登辰三十七才申上候、私義水戸殿おいて小普請組ニ而罷在候処、同家中実兄渡部文左衛門と申三拾九才罷成候者、当正月晦日傍輩森直藏と同道、總州小金戸殿鷹場江罷出、其夜罷帰候節、於途中被切殺、相手相知不申候処、直藏義右場所ダ致出奔候、其節直藏と文次衛^(マツ)口論ケ間敷義有之、直藏仕業と相聞候ニ付、此度私義戸殿方暇取申候、直藏江尋當リ実否相糺、相違無之候ハヽ、兄之敵ニ有之候間、討留申度奉存候、為後日御届申上候由、右之登申来候、

右文言大隅守御番所ダ写持来候、

一九一 天明六年午正月十二日

一浪人青木亥三郎午式拾才申上候、私義水戸殿家老中山備前守方ニ給人相勤籠在候処、私妻ちよと申午拾六才籠成候者、同家来大森富吉と申式拾六才籠成候者召連、去已十一月廿七日致出奔候、依之見当次第妻敵討申度、備前守方永之暇相願罷出申候、右兩人之者、權治方討留可申候も難計御座候間、為後日御届申上候由、右者亥三郎別紙を以申來候、

一九二 寛政元酉年八月十八日
右文言信濃守御番所より写持來候、

一浪人平山彦治郎酉廿九歳申上候、私義水戸殿小十人組相勤籠在候処、私妻ゑいと申拾八才ニ籠成候者、水戸上町鉄炮町町人源次郎と申者召連、当閏六月四日致出奔候、依之見当次第妻敵討申度、水戸殿暇取罷出申候、右兩人之者於何方討留可申候難計候間、為後日御届申上候由、右者彦治郎申來候、

一九三 寛政二戌年二月十二日

一土井大炊頭方久断、拙者領分野州寒川郡鏡村百姓文右衛門惣領文左衛門廿九歳、同次男久米七と申拾八才籠成候者共、親文右衛門江去申四月廿九日同村百姓新吉弟新左衛門手疵為負逃去、行衛相知不申、文右衛門ハ深手ニ付無程相果候ニ付、領分者勿論御府内并何国迄も新左衛門行衛相尋、見逢次第討留候ハヽ、親之敵討取申度段願出候ニ付、承届、見逢次第討留候ハヽ、其所より役人等江相断可申段申渡し、為後日相達候之由、使者鷹見八太夫申來候、

右之者共義、此度御書院番水谷伊勢守組贊市之丞知行所武州比企郡高坂村ニ而、敵新左衛門當時藤右衛門と名相改、手疵負相果居候ヲ見届候處、右新左衛門死骸相違無之段申出候、此段相達候由、同十午年二月廿日

使者山下左源太申來候、

一九四 寛政六寅年二月十三日

一浪人築山藤助寅三拾四才申上候、私義加藤作内家来ニ而、在所伊予大洲表ニ給人相勤罷在候所、傍輩徒士三郎右衛門、大野佐太郎義、去年十二月十日妻琴と申三拾壹才罷成候者召連出奔仕、行衛相知不申候、全密夫致候義と奉存候、不届者共御座候間、見当次第妻敵討申度、依之主人方暇取申候、於何方討留可申候難計御座候間、為後日御届申上候由、右者藤助申來候、

右築山藤助申上候、右妻敵大野佐太郎并妻琴、兩人共ニ昨十四日馬喰町辺ニ而見當候ニ付、兩人共召捕元主人加藤作内屋敷江召連罷越、討留申候由、右者藤助同二月十五日申來候、

文化五戌辰年八月九日

此書ハ北御役所ニ有之寛文ノ之敵討帳写之